

沖縄キリスト教学院大学受講科目一覧

◆以下科目については学外単位認定制度にて取得できる沖縄キリスト教学院大学科目となっております。

受講を希望される方は

1. Active Academy にて通常通り登録(登録定員がありますのでご注意ください。)

注: 保育科学生は教務課に直接相談に来て下さい。

2. 教務課にて別途特別聴講学生願書を必ず提出。(申請書は教務課窓口にて配布)

※1・2共に手続きをして登録完了になります。

手続申請〆切: 4月8日(金)

【沖縄キリスト教学院大学教養教育科目】

認定分野	科 目 名	単位	定員	週時間	クラス	担 当 者	曜日・時限	教 室
一般科目	キリスト教平和学	2	10	90	X	金 永秀/野間 光顕	水3	S1-1

【沖縄キリスト教学院大学専門科目】(英語科向)

認定分野	科 目 名	単位	定員	週時間	クラス	担 当 者	曜日・時限	教 室
英語群	Discussion in English I	2	5	90	X	Simon Robinson	月3	S1-5
	Oral Presentation I	2	5	90	Y	Tan Eng Hai	金2	S1-11
	Accessing Digital Media I	2	5	90	X	Daniel Broudy	火2	S2-7
選択	同時通訳実践演習 I (Chapel Service)	1	5	90	X	城間 仙子	月1	チャペル
	異文化理解	2	5	90	X	新垣 誠	月3	S1-1
	コミュニケーション・スタディーズ	2	5	90	X	仲里 和花	金4	南2-5
	国際平和学	2	5	90	X	新垣 誠	水4	S1-1
卒業要件認定不可科目	海外ボランティア演習(事前事後指導)	2	5	90	X	新垣 誠	金4	S1-1
	英語学概論 I	2	5	90	X	新垣 友子	月4	南3-5
	英文学史	2	5	90	X	長堂 まどか	金5	S1-1
	多文化共生社会と異文化コミュニケーション	2	5	90	X	仲里 和花	火4	S1-12
	英日翻訳技法 I	2	5	90	X	山城 莉乃	月3	S1-2
	アクションリサーチ	2	5	90	X	金城 さつき	火4	S1-5
	社会言語学	2	5	90	X	新垣 友子	水3	南3-5
	ハワイアン・スタディーズ	2	5	90	X	小嶺 千尋	月4	南1-2

※英語系科目(Oral・文法・講読)についてさらに上級レベルのクラスも聴講可能となっております。
詳しい科目については教務課までお問い合わせください。

※保育科学生は全ての科目において聴講可能ですが卒業要件認定不可科目取り扱いとします。

(卒業要件認定不可科目とは単位認定されるが卒業単位としては認定されない科目なので 注意する事!!)

※編入学希望者は教職科目を別途受講する事ができます。希望する学生は別途教務課へご相談ください。

※「学外単位認定に関する申し合わせ」も併せてお読みください。

学外単位認定に関する申し合わせ

(講義要項より抜粋)

1. この申し合せは、本短大における「学外単位の認定」についてのガイドラインを示すものである。
2. 学外単位の認定とは、本短大の学生が他の短期大学・大学・その他の教育施設等において履修した授業科目並びに履修した単位及び評価を、本短大の授業科目並びに単位に換算（加算）することをいう。
3. 卒業要件に関わる学外単位の認定の種類及び認定上限は次のとおりとする。

(1) 認定の種類（学則）

- | | | |
|----------|---------------------------|----------|
| ① 第29条の2 | （新たに1年次に入学した者の既修得単位） | （30単位） |
| ② 第29条の3 | （在学中外国の大学等に留学した場合） | （30単位） |
| ③ " | （在学中の他大学等における修得単位） | （30単位） |
| ④ 第29条の4 | （短期大学・大学以外の教育施設等における修得単位） | （30単位） |
| ⑤ 第23条 | （転入学） | （45単位以内） |

[注]転入学とは、他の短期大学等を卒業又は中途退学者が本短大の2年次に入学することをいう。（本短大を卒業・中途退学した者が別の学科の2年次に入学することを含む。）

(2) 単位認定の上限

- 1) 上記の定めにおける単位認定の上限は、①から④のいずれを併せても30単位以内とする。

ただし、転入学の場合は、②から⑤のいずれを併せても45単位以内とする。

- 2) 本短大を卒業（または中途退学）した者について

同一学科への再入学または異なる学科への転入学については、本短大における既修得単位はその年度適用するカリキュラムに合致する科目を原則として認定する。卒業（退学）後に本短大又は他の機関において科目等履修生として修得した単位は30単位の範囲で認定する。